

＜参考＞ パブリック・コメント等意見検討結果一覧

| 番号 | 受付区分          | 大区分                             | 中区分              | 小区分 | 意見   | 検討結果<br>(県の考え方)  | 反映状況                 |
|----|---------------|---------------------------------|------------------|-----|--|--|----------------------|
| 1  | パブコメ<br>(メール) | 全般                              |                  |     | 計画の位置づけの明確化<br>・ 岩手の環境関連計画(県民計画、温暖化、循環型社会、食品ロス、海岸漂着物、産業・教育など)を体系化し、相互関係を図示して示すべき。<br>・ 環境・経済・社会の関係性が施策の根幹であるなら、第1章で再掲して可視化し、庁内の意識・他計画の策定にも寄与させる。 | 岩手の環境関連計画は、本計画を含め、県の最上位計画である『県民計画』と整合していることに加え、法令上の位置づけも明確にしているところ。<br>なお、今後も関係部局と連携のうえ、計画に基づく各種施策を推進していくほか、本計画の進捗状況をまとめた「岩手県環境報告書」の作成を通じて進捗状況を把握・公表するなど、庁内での意識醸成・他計画の策定にも寄与する取組を推進していきます。<br>計画の相互の関係性の図示については、次期計画策定の参考とさせていただきます。                   | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 2  | パブコメ<br>(メール) | 全般                              |                  |     | ・ 生活の質や幸福度の定量化、施策効果の評価は難しいが指標づくりが不十分だと成果が曖昧になるので注意が必要です。   | 生活の質や幸福度の定量化、施策効果の評価が難しいという御指摘は、本計画の進捗管理においても重要な視点であると認識しています。<br>岩手県では、最上位の計画である「いわて県民計画(2019～2028)」において幸福関連指標を設定しており、今回見直しを行っている岩手県環境基本計画における指標についても、県民計画との整合を図り設定しています。<br>引き続き指標の達成状況をモニタリングし、環境施策の進捗や成果の把握に努め、指標の適切な運用と評価を通じて、施策の実効性を確保していきます。    | C(趣旨同一)              |
| 3  | パブコメ<br>(メール) | 全般                              |                  |     | <施策の具体性について><br>県民が具体的にどのような行動をすべきか、もっと分かりやすく示してほしい。   | 御指摘の件については、第4章1(2)ア「県民に求められる役割と行動の例」の中で説明しています。  | C(趣旨同一)              |
| 4  | パブコメ<br>(メール) | 全般                              |                  |     | <人材(推進員)の制度的活用><br>いわて脱炭素推進員等を改訂段階から参画させる仕組み化(役割明記・計画への意見具申を義務付け)で、計画の質向上・知識レベルアップ・県内の意識統一を実現。SDGs達成に不可欠。  | 今回の計画改訂素案の策定に当たっては、いわて脱炭素推進員にも委嘱している岩手県環境審議会の公募委員を「環境基本計画見直し特別部会」の委員として参画いただき、御意見を頂戴しています。<br>御指摘の件については、次期計画策定に向けての参考とさせていただきます。  | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 5  | パブコメ<br>(メール) | 第1章 総論 1<br>現状と課題               | 1 環境・経済・社会の複合的課題 |     | <先端技術活用の不整合><br>・ 「デジタル化」「生成AI」に言及するも、後段の施策・指標に反映がなく、社会変化への適応が弱い。  | 「デジタル化」への対応や「生成AI」の活用については、本計画の目指す姿を実現するために有効な手段として認識しており、関連施策の中でその性質等に応じて適宜取組が進められているところです。<br>また、県ではデータやデジタル技術を有効に活用し、DXにより、「いわて県民計画(2019～2028)」を効果的に推進するため、DX推進の方針や具体的な取組を示すことを目的とした「岩手県DX推進計画」を令和5年3月に策定していることから、当該計画の趣旨と整合を図りつつ各種取組を推進していきます。     | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 6  | パブコメ<br>(メール) | 第1章 総論 3<br>本県の環境施策が目指す将来像と施策体系 | 2 施策体系           |     | <総論の課題と施策・指標のリンク不足><br>・ 例:人口減少・担い手不足の指摘はあるが、計画内の施策・総合指標と因果・改善ルートが不明確。<br>・ 原因仮説→施策→数値目標を連動させた設計(例:県産ブランド認知向上、農薬使用制限、学校給食での県産利用率目標など)を明示してほしい。   | 本計画は、県の総合計画である「岩手県民計画(2019～2028)」の推進に関する環境分野の基本的方向性を定める計画と位置付け、環境分野として取り組むべきことを定めるものであり、人口減少等に対する環境分野を超えた対策については、「岩手県民計画(2019～2028)」に基づき取り組んでいきます。<br>総合的指標の設定に当たっては、3つの横断的施策及び5つの環境分野別施策それぞれの分野における目指す姿を示したうえで、各分野の達成状況を包括的に評価するための考え方を記載したうえで定めています。 | C(趣旨同一)              |

| 番号   | 受付区分          | 大区分                         | 中区分                   | 小区分 | 意見   | 検討結果<br>(県の考え方)   | 反映状況                 |
|------|---------------|-----------------------------|-----------------------|-----|--|---|----------------------|
| 7    | 地域説明会         | 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 2 施策体系                |     | ・ 横断的施策の優良事例はどのように収集したのか。  | 関係部局と連携のうえ、事例を収集・選定しました。  | F(その他)               |
| 8    | パブコメ<br>(メール) | 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 |     | 例えば、八幡平市における地熱発電所(=環境)とこれを活かした産業(=観光・農業)が連携した取組は、この計画における「環境・経済・社会の一体的向上」という施策の方向と一致するものであり、このような「いわての優れた自然環境」を軸にした環境と経済と繋がる取組は、人口減少が著しい本県において持続可能な地域社会を構築していくためにも極めて重要だと考える。<br>ついでに、本計画を踏まえた横断的な取組の推進や市町村の支援がなされ岩手県の自然環境の魅力の向上や情報発信につながっていくことを期待します。 | 御指摘の趣旨も踏まえ、今後も計画に掲げる各種取組を推進していきます。  | C(趣旨同一)              |
| 9,10 | パブコメ<br>(メール) | 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 |     | ・ 脱炭素や循環経済には技術・人材が不可欠だが、地方自治体には制約が大きい。<br>・ 国の交付金やグリーンファイナンスを積極的に活用し、企業や大学との連携で人材育成プログラムを構築するほか、地域資源を活かした「環境ビジネス」を育成し、財源の循環的な確保に努めてほしい。(2件)  | 脱炭素や循環経済の推進には、技術や人材の確保が不可欠であるとの御指摘は、重要な視点であると認識しています。<br>県では、事業所の脱炭素経営の促進に向けて、二酸化炭素排出抑制のための措置を積極的に講じている事業所を認定する「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」や温暖化防止いわて県民会議では、環境に興味のある学生と脱炭素や環境配慮に取り組んでいる県内企業を繋ぐマッチングイベント「『環境×しごと』～サステナブルカフェ～」の開催、岩手県内における産業廃棄物等の3R+Renewable(再生可能資源に置き換える)の推進や環境に配慮した事業活動の促進を図るための取組を行う場合に、その経費の一部を補助する「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金」の活用促進等を通じて、県内の環境ビジネスや人材育成に取り組んでいきます。<br>なお、国の交付金をはじめとした財源については、引き続き確保に努めていきます。 | C(趣旨同一)              |
| 11   | パブコメ<br>(メール) | 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 |     | ・ 地域間格差の対応について、都市部と農山村部で課題が異なり、一律施策では効果が薄いことから、地域ごとの「環境課題マップ」を住民参加型のワークショップなどで作成し、施策をカスタマイズするべきである。  | 本県の誇る優れた自然である三陸復興国立公園や三陸ジオパークを活用したエコツーリズム、中山間地域等の自然の恵みを活用したグリーン・ツーリズムなどの推進に取り組むこととしています。<br>いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。   | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 12   | パブコメ<br>(メール) | 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 |     | ・ 中山間地域や沿岸部など、各地域の特色に合わせた支援がもっと必要ではないか。  | 本県の誇る優れた自然である三陸復興国立公園や三陸ジオパークを活用したエコツーリズム、中山間地域等の自然の恵みを活用したグリーン・ツーリズムなどの推進に取り組むこととしています。  | C(趣旨同一)              |
| 13   | パブコメ<br>(メール) | 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 2 自然と共生した持続可能な県土づくり   |     | ・ 最近の異常気象に対する防災・減災と環境保全のバランスについて具体的に示してほしい。  | 近年、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、県では、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策に取り組んでいます。<br>こうした中であって、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた生態系や歴史・文化が共存・共生し、気候変動に対する強靭性を有した持続可能な県土づくりを進める必要があることから、河川改修時における多自然川づくりにより、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しているところです。  | F(その他)               |

| 番号 | 受付区分          | 大区分             | 中区分          | 小区分 | 意見   | 検討結果<br>(県の考え方)   | 反映状況                  |
|----|---------------|-----------------|--------------|-----|--|---|-----------------------|
| 14 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 1 気候変動<br>対策 |     | <p>&lt;気候変動対策の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2030年終了時にGHGデータが2027年までしか取得できないため、2027年度の間目標を明記してPDCAを回せるようにするべき。</li> </ul>   | <p>御指摘のとおり、2030年度においては、2027年度の温室効果ガス排出量までしか把握できません。このため、毎年度の排出量の実績を把握し、減少に向けた傾向を把握しながら、計画目標の到達見込みを推定するほか、温室効果ガス削減に対する施策の効果を評価しながら、PDCAを行っているところです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の計画の推進、評価を行う上で、参考とさせていただきます。</p>  | D (施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 15 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 1 気候変動<br>対策 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画は「適正導入」「地域共生」を掲げているが、県としての再エネ条例が存在しないことから、県独自の再エネ条例の制定するべきである。</li> <li>・ 少なくとも次の事項を計画に明記してほしい。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① ゾーニングの体系化</li> <li>② 住民説明義務の明文化</li> <li>③ 事業廃止時の撤去費用の確保(原資・仕組み)</li> <li>④ 市町村条例制定のためのガイドライン策定</li> </ol> </li> </ul> | <p>県では、「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例」(平成15年岩手県条例第22号)を制定し、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーに関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、適正立地による環境との調和が重要と認識しており、一定規模以上の発電事業については、環境影響評価法のほか、国より厳しい規模要件を設定する岩手県環境影響評価条例による評価を行っているところです。</p> <p>また、陸上風力発電事業に関して、回避すべき区域等を示す環境影響評価ガイドラインを公表しているほか、市町村による促進区域設定に資する岩手県基準を「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の別冊として位置づけ、太陽光及び風力発電を促進することが適切ではない区域及び考慮すべき区域を明確にしています。</p> <p>さらに、市町村と発電事業者が締結する協定の規定内容を示した「地域裨益協定の手引き」を策定し、地域における経済循環のほか、周辺環境の保全に係る事業者との協定を促しています。</p> <p>御意見に関しては、既に一部市町村で再エネ導入に係る促進区域を設定しているほか、再生可能エネルギーと自然環境・生活環境との調和を図る条例が制定されていることを踏まえ、市町村とともに検討が必要と考えますので、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> | D (施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 16 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 1 気候変動<br>対策 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関が限られる地域でのEV(電気自動車)普及策や、貨物輸送の効率化、交通弱者への配慮について検討が必要ではないか。</li> </ul>  | <p>御指摘の趣旨を踏まえ、「EV(電気自動車)普及策」について、「電動車の転換」には公共交通車両も含んでいるものですが、「自動車交通における低炭素化の推進」の施策の方向にその旨を明記し、また、「貨物輸送の効率化」について、船舶や鉄道利用による貨物輸送へのモーダルシフトの促進を追記しました。</p> <p>なお、「交通弱者への配慮」については、住民の日常生活に必要な不可欠な地域公共交通の確保が図られるよう、市町村や交通事業者と連携しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組んでいきます。</p>   | B (一部反映)              |
| 17 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 1 気候変動<br>対策 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、メガソーラーの建設による景観悪化や災害リスクの高まり等が問題視されているため、それらの問題が生じることがないような施策の方向としていただきたい。</li> </ul>  | <p>県では、太陽光発電の導入に当たって、一定規模の太陽光発電事業等については、岩手県環境影響評価条例の対象として、国よりも厳しい規模要件を設定し、評価を行っているところです。</p> <p>また、市町村と事業者が締結する協定の規定内容を示した「地域裨益協定の手引き」を策定し、エネルギーの地域内循環など地域における経済循環に加え、周辺環境の保全に係る事業者との協定を促しているところです。</p> <p>なお、国では、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を立ち上げ、地域共生や規律強化に関する課題解決に取り組んでいるところであり、県としても、国の動向を注視しつつ、引き続き、地域と共生した太陽光発電の導入を促進していきたいと考えています。</p>  | C (趣旨同一)              |

| 番号 | 受付区分      | 大区分         | 中区分               | 小区分      | 意見  | 検討結果<br>(県の考え方)   | 反映状況                 |
|----|-----------|-------------|-------------------|----------|---|---|----------------------|
| 18 | 地域説明会     | 第3章 環境分野別施策 | 1 気候変動対策          |          | ・「適切な森林整備『等』による吸収源対策の推進の『等』は、どのようなものを想定しているか。   | 森林整備以外の吸収源対策として、海藻などを二酸化炭素吸収源とするブルーカーボンの増大に寄与する藻場の再生・造成や、土壌への炭素貯留効果が認められるバイオ炭の農地施用の実証事業などを想定しています。  | F(その他)               |
| 19 | パブコメ(メール) | 第3章 環境分野別施策 | 2 循環型地域社会の形成      |          | ・一般廃棄物リサイクル率の目標値見直し(27%→23%)は、目標後退とも受け止められるので、施策の強化と合わせて再検討するべきではないか。   | 環境審議会循環型社計形成推進計画特別部会において、電子化、デジタル化により紙ごみが減りリサイクル率が低下傾向にある現状において、リサイクル率自体を10ポイント以上も上げなければならないという目標設定について、御議論をいただきました。<br>国においては、廃棄物処理基本方針(令和7年2月)で令和12年度の目標を令和5年度の実績から6.5ポイントの増加としたことから、本県でも同様に約6.5ポイントの増加を目指し、令和12年度において23%を目標値としたものです。<br>リサイクル率を上げるためには、分母となるごみの総重量を減らすか、分子となる資源化される物の量を増やす必要があります。<br>そのため、市町村や県民にごみの分別について助言や啓発を行うほか、ごみ有料化研究会の開催等により、ごみの減量化を推進するとともに、市町村による製品プラスチックの分別収集・再資源化への助言等により、資源化量の増加をしていきます。 | E(対応困難)              |
| 20 | パブコメ(メール) | 第3章 環境分野別施策 | 2 循環型地域社会の形成      |          | <循環型地域社会の形成:リデュース重視><br>・リサイクル率より前に「ごみ減量」を主目標に。生ごみを資源化へ転換(県管理の大規模堆肥化施設、家庭・一次産業の生ごみ受け入れ)。<br>・焼却依存低減、プラ混焼の回避、焼却場延命、堆肥自給・熱回収によるエネルギー自給率向上。<br>「生ごみの資源化率」を主要指標に設定し、関連計画(循環型社会形成推進計画)にも反映を。 | 計画において、ごみの減量の状況や資源化の状況を測定するための指標として、「一般廃棄物の焼却施設処理量」を施策推進指標に設定しています。<br>また、「生ごみ」のみではなく、その他の資源化可能な品目を含めた再資源化の指標として、一般廃棄物のリサイクル率を主要指標に設定しています。   | C(趣旨同一)              |
| 21 | パブコメ(メール) | 第3章 環境分野別施策 | 2 循環型地域社会の形成      |          | ・県内の事業者やイベントでの使い捨てプラスチック削減に向けた、より踏み込んだ支援や規制が必要ではないか。  | 県では、プラスチックごみを減らすため、プラスチックごみの削減に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録しているほか、3R推進キャラクター「エコロル」を活用したイベントにおける普及啓発活動を実施しており、今後も引き続き取り組んでいきます。  | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 22 | パブコメ(メール) | 第3章 環境分野別施策 | 2 循環型地域社会の形成      |          | ・循環型地域社会の形成に関して、今回、3RにRenewableという新しい概念が追加されたが、Renewableがどれだけ達成されているかについてのどの指標がその達成度に対応しているのか。  | 測定の容易さや継続して数値を測定できるかの観点から、Renewableを直接的に測定する指標は設定していませんが、Renewableが促進されることにより、指標として設定している「一般廃棄物のリサイクル率」が上昇するものと考えています。<br>なお、3R+Renewableに関する取組として、事業者等への支援に取り組んでいきます。  | F(その他)               |
| 23 | パブコメ(メール) | 第3章 環境分野別施策 | 3 生物多様性の保全・自然との共生 | 生物多様性の保全 | 第3章の「生物多様性の保全・自然との共生分野」において、ネイチャーポジティブ等の考え方を踏まえ、企業等による生物多様性の増進活動の支援体制の構築を検討する等、対応の方向性として生物多様性の保全にとどまらず、「増進」の要素も盛り込まれていることから、それを広くアピールするため、施策の1つ目の柱「生物多様性の保全」を「生物多様性の保全・増進」に変更してはどうか。    | 御指摘の趣旨を踏まえ、1つ目の柱を「生物多様性の保全」から「生物多様性の保全・増進」に変更します。   | A(全部反映)              |

| 番号 | 受付区分          | 大区分             | 中区分  | 小区分          | 意見  | 検討結果<br>(県の考え方)   | 反映状況                 |
|----|---------------|-----------------|--|--------------|---|---|----------------------|
| 24 | バブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 3 生物多様<br>性の保全・自<br>然との共生                  |              | <p>&lt;2030年目標の到達可能性(30by30/ネイチャーポジティブ)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標の妥当性を再検討すべき(例:イヌワシは「つがい数」より「繁殖率」が重要、ビジターセンター利用者数と成果の相関が不明)。</li> <li>・ 直接効果の高い指標へ転換(例:県指定自然公園面積の拡大、生物多様性地域戦略の策定自治体100%、耕作放棄地のOECM転換面積など)。</li> </ul> | <p>イヌワシについては、猛禽類が生態系の食物連鎖のピラミッドの頂点に立つ肉食動物であり、環境変化や環境汚染等の影響を受けやすいことから、生物多様性と密接に関わっており、将来的にイヌワシの種の存続が危惧される状況にある現状を踏まえると、そのつがい数は生物多様性の確保や自然との共生につながる指標と考えています。</p> <p>イヌワシのつがい数の目標値については、全国有数のイヌワシの繁殖地である本県において、近年、つがい数の水準が低い状況が続いていることから、2030年までの目標として、本県のイヌワシのつがい数を過去5か年の最も高い数値で維持していくことを目指して設定したものであり、イヌワシのつがい数の維持するため、給餌や営巣地の補修などの取組を進めているところです。</p> <p>なお、「自然公園ビジターセンター等利用者数」については、いわての優れた自然の風景地の利用者が増えるよう、当該指標を設定し、2010～2019年度(東日本大震災津波の発災後の2011、2012)年を除く。)の年間平均利用者数を維持し、インバウンドや他県利用も含めて自然とのふれあいの機械を確保していくことを目指しているものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 25 | バブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 3 生物多様<br>性の保全・自<br>然との共生                  | 生物多様性の<br>保全 | <p>クマやシカの出没増加に対し、単なる駆除だけでなく、緩衝地帯(里山)の整備やゾーニングに関することを具体的に示してほしい。</p>   | <p>御指摘の趣旨を踏まえ、野生鳥獣対策に関する項目に、緩衝帯の整備等による人と野生動物との棲み分けに関する記載を追加しました。</p>  | A(全部反映)              |
| 26 | バブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 4 環境リスク<br>の管理                             |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化製場の悪臭については、臭気削減目標を設定するほか、設備改善への県の関与を明確化、制度面の補完策など、実効性を伴う記載をしてほしい。</li> <li>・ 本計画が実施段階で有効に機能するためには、現場の政策課題を明確に位置付け、行政が主体的に関与しうる余地を広げる方向での再検討を要望する。</li> </ul>  | <p>悪臭については、悪臭防止法に基づき市町村が所管しており、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準に基づき、事業者への指導を行うこととされております。県としましては、本計画案に記載のとおり、地域課題の解決に向け、市町村と情報共有を図りながら、専門的知見に基づく助言等の支援を行ってまいります。</p> <p>また、設備改善については、化製場法に基づき、構造設備基準の適合確認や改善指導を行うほか、必要に応じて立ち検査を実施し、不適合事項があれば文書指導や改善計画の提出を求めます。また、改善状況を随時確認し、必要な措置を講じるなど、法に基づく対応を行います。</p> <p>なお、本計画は個別具体的な事案についてその方向性を記載する趣旨のものではありませんが、いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>  | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 27 | バブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 5 持続可能<br>な社会づくりの<br>担い手育成と<br>協働活動の推<br>進 |              | <p>&lt;環境教育の指標見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター利用者数増など量的指標は、担い手育成への直結性が弱い。</li> <li>・ 「県内全校・全学年でのセンター/アドバイザー活用」などの達成目標や、行動変容と社会システム変革を結ぶアウトカム指標(環境スタートアップ増、県産材取扱店増・収益率向上等)を設定すべき。</li> </ul>                            | <p>御指摘のありました環境教育に関する指標についてですが、環境教育により人間と環境との関わりについて理解と認識を深めた県民一人ひとりが、持続可能な社会の担い手であると考えており、また、指標の設定に当たっては容易かつ継続的に把握できるデータを活用することとしていることから、環境学習交流センター利用者数を総合的指標としているものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>  | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |

| 番号 | 受付区分          | 大区分             | 中区分                        | 小区分 | 意見  | 検討結果<br>(県の考え方)  | 反映状況                 |
|----|---------------|-----------------|----------------------------|-----|---|--|----------------------|
| 28 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進 |     | ・ 小学校に配布している環境学習の副読本について、その構成を踏襲した、大人向けの環境学習用リーフレットを作成してほしい。                            | いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。  | D(施策の推進に当たって参考とするもの) |
| 29 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進 |     | ・ 環境学習の推進に当たっては、教育委員会等教育関係者と連携の上進めてほしい。   | 児童・生徒向け環境学習の推進に当たっては、これまでも教員向け研修会の共催や環境学習イベントの周知など教育委員会と連携の上、取り組んできたところです。<br>いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。              | C(趣旨同一)              |
| 30 | パブコメ<br>(メール) | 第3章 環境分野<br>別施策 | 5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進 |     | ・ 学校教育や地域学習で「環境と暮らし」などをテーマに消費者教育や学習を強化するため、住民参加型ワークショップやSNSやアプリを活用した行動変容を促す必要があるのではないか。 | 県では、温暖化防止や3Rなどの推進のための県民運動に取り組んでいるほか、エシカル消費と運動させた食品ロス削減のセミナーなど各種ワークショップ・学習会の実施に取り組んでいます。<br>いただいた御意見については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。 | C(趣旨同一)              |